

長崎県 農業農村整備事業 週休2日工事（受注者希望型） 試行要領

1. 目的

建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など将来の担い手確保が大きな課題となっている。また、令和6年4月より建設業において改正労働基準法による罰則付きの時間外労働規制が適用され、建設業における週休2日の普及促進をより一層図る必要がある。そのため、地域の守り手でもある建設産業の中長期的な担い手確保・育成に向け、働き方改革・労働環境改善の取り組みとして、建設業の「週休2日」を推進することを目的とする。

2. 対象工事

- (1) 対象工事は、長崎県農林部農村整備課が所管する事業（営繕事業は除く）において、令和7年10月1日以降に起工する工事とし、下記に該当しない請負工事を対象とする。
 - ① 災害復旧工事のうち、緊急対応を要する工事（労働基準法 第33条 許可対象工事）
 - ※ 「地震、津波、風水害、雪害、爆発、火災等の災害への対応」（除雪工事や応急復旧工事）
 - ※ 災害復旧工事のうち災害査定後に実施される本復旧工事については、本要領の対象工事とする。
- (2) 対象期間には工事着手日から工事完成日までの期間とし、本工事の実施に必要な準備・撤去作業等に必要となる期間も含むものとする。
（工事看板や現場事務所等の設置・撤去、現地調査、着工前測量なども対象期間に含む）
- (3) 対象工事は、特記仕様書に対象工事であることを明記するものとする。
- (4) 対象期間が1週間未満となる短期間工事については、週休2日工事の対象外とする。
- (5) 対象となる発注工事において受注者希望型による発注を行わない場合は、事前に農村整備課へ協議のこと。

3. 用語の定義

- (1) 「週単位の週休2日」とは、対象期間※1のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所※2を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。
- (2) 「月単位の週休2日」とは、対象期間において、すべての月で、4週8休以上※3の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (3) 「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (4) 「週単位の週休2日」、「月単位の週休2日」、「通期の週休2日」を総称して「週休2日」という。
 - ※1：対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
 - ※2：現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含めて1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
 - ※3：4週8休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、月単位の週休2日について、暦上の土日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に閉所を行っている場合に4週8休以上の閉所を行ったとみなす。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

4. 試行内容

- (1) 「週単位の週休2日」とは、対象期間のすべての週において、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。
- (2) 「月単位の週休2日」とは、対象期間において、すべての月で、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (3) 「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (4) 「週単位の週休2日」、「月単位の週休2日」、「通期の週休2日」を総称して「週休2日」という。

(5) 現場閉所日とは、工事現場内の巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所で事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

また、以下についても現場閉所日とみなす。

① 降雨、降雪等による予定外の現場休工日

② 受注者が現場閉所としていた日に、災害等の緊急対応や現場見学会等により発注者が作業を要請した日

(6) 休日には、試行対象工事の元請技術者（現場代理人、主任技術者、監理技術者）は休暇とする。

(7) 下請業者に対しては、協力を依頼する。

5. 試行方式

(1) 週休2日工事の試行においては、週単位の週休2日、月単位の週休2日を基本とする。

(2) 年末年始休暇（6日）、夏季休暇（3日）は週休2日とは別に休日として確保する。また、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間や受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。

なお、降雨、降雪等の気象・海象条件により現場の作業を中止した場合は、「現場閉所」及び「元請技術者が休み」の双方を満たす場合に現場閉所日とみなす。

(3) 労働基準法 第35条（休日）を逸脱してはならない。

（休日）

第三十五条

使用者は、労働者に対して、毎週少くとも一回の休日を与えなければならない。

2 前項の規定は、四週間を通じ四日以上以上の休日を与える使用者については適用しない。

(4) 当初発注時点において、現場閉所による週休2日の対象外とする期間がある場合は、対象外とする作業と期間を特記仕様書に明示するものとする。

(5) 工事契約後、週休2日の対象期間としていた期間内において、受注者の責によらず現場閉所の実施が不可能となる期間が生じる場合は、受発注者間で協議の上、現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を決定するとともに、変更契約時の特記仕様書に対象外とする作業と期間を明示するものとする。

6. 受注者の取り組み内容と発注者の確認

(1) 受注者は、施工計画書の提出前まで「週休2日」の実施の有無を工事打合せ簿により監督職員へ協議するものとする。また、週休2日を実施する場合は、週休2日の実施パターン（週単位の週休2日、月単位の週休2日のいずれか）を明記するものとする。

(2) 週休2日を実施する場合は、以下の条件を満たす週休2日の取得計画を立て、施工計画書の予定工程に記載し発注者へ提出する。契約変更時には変更計画書を提出する。

1) 対象期間は、工事着手日から工事完成通知日までとする。

2) 対象期間中、工事現場を週休2日相当の休日とするものとする。

3) 夏季休暇（3日）、年末年始休暇（6日）は週休2日とは別に休日として確保する。

工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は対象期間には含めない。

(3) 月単位の週休2日において、暦上の土日の閉所では現場閉所率が28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、月単位の週休2日を達成しているものとみなす。

(4) 月単位の週休2日において、対象期間が1月に満たない工事については、対象期間内における土日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、月単位の週休2日を達成しているものとみなす。

(5) 受注者は、対象期間中、「週休2日工事」であることを現場に看板等により掲示することにより、現場周辺へ「宣言」するものとする。

(6) 発注者は、受注者より提出された予定工程や変更予定工程（理由含む）が妥当であるか確認を行う。妥当ではないと判断された場合は、受注者へ修正を指示する。

(7) 発注者は、施工中に施工プロセスチェック（工程管理）にもとづき、出勤簿や出面表等を用いて現場閉所の実施状況を確認する。

(8) 受注者は、実施工程表等により、「週休2日」の実施状況を取りまとめ、月1回監督職員へ報告するものとする。

7. 工事の実施方法

- (1) 入札方式
 - 1) 入札方式は、一般競争入札（総合評価落札方式を含む）および指名競争入札とする。
- (2) 発注方式
 - 1) 「受注者希望型」とする。
 - 2) 「受注者希望型」とは、発注者が週休2日の対象工事として発注し、受注者が工事契約後、週休2日を実施するか否かを判断し、実施するもの。

8. 週休2日工事の積算による措置

- (1) 週休2日の工事費補正
 - 1) 労務費の補正については、下水道工事市場単価・地質調査市場単価は補正の対象としない。
- (2) 週休2日補正係数
 - 1) 「週休2日補正係数」については、当初設計において「月単位の週休2日」の補正を行い発注し、契約後、受注者が週休2日の実施を選択した場合に、竣工時において現場閉所の達成状況により変更契約を行う。
- (3) 当初「週単位の週休2日」を選択して達成した場合は、「週単位の週休2日」の補正係数により変更契約を行う。
- (4) 当初「月単位の週休2日」を選択した場合に「週単位の週休2日」を達成したとしても、補正は当初選択したパターンの補正とする。

なお、「月単位の週休2日」以上が未達成の場合、並びに受注者が週休2日を選択しなかった場合においては、補正を減じた変更契約を行う。
- (5) 現場の閉所状況は、下記のとおりとする。
 - 1) 「週単位の週休2日」：対象期間の全ての週において、1週間に2日間以上の現場閉所されている場合。なお、受注者自ら2日以上現場閉所を行うことは可能とする。
 - 2) 「月単位の週休2日」：対象期間内の全ての月で現場閉所率が28.5%（8日/28日）以上の場合。ただし、暦上の土日の閉所で28.5%に満たない月がある場合は、その月の土日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、月単位の週休2日を達成しているものとみなす。
 - 3) 「通期の週休2日」：対象期間内の現場閉所率が28.5%（例：8日/28日）以上の場合。

※対象期間が1週間未満となる短期間工事については、週休2日工事の対象外とする。

- (6) 補正係数については、下記のとおりとする。

【週単位の週休2日】

- ・労務費 : 1.02
- ・共通仮設費 : 1.05
- ・現場管理費 : 1.06

【月単位の週休2日】

- ・労務費 : 1.02
- ・共通仮設費 : 1.04
- ・現場管理費 : 1.05

※ 県土木部制定の積算基準（土木工事標準積算基準・電気通信設備積算基準・機械設備積算基準・港湾・漁港請負工事積算基準）による積算の場合は、県土木部の「週休2日モデル工事（受注者希望型）の試行要領」に準じる。

(7) 土木工事市場単価の補正係数

名 称	区 分	補正係数	
		週単位	月単位
鉄筋工（太径鉄筋を含む）		1.02	1.02
鉄筋工（ガス圧接）		1.01	1.01
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.01	1.01
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01

(8) 土木工事標準単価の補正係数

名称	区分	補正係数	
		週単位	月単位
区画線工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
鋼橋塗装工		1.01	1.01

9. 工事工期の措置

- (1) 工事の受注者は、契約後において、当初設定された工事工期が週休2日を実施するにあたって適当ではないと判断した場合は、「必要工期」を算出し、施工計画書の提出前までに発注者と工事打合せ簿により協議を行う。発注者が妥当であると判断した場合には契約変更の対象とする。

10. 工事成績評定における評価

（長崎県建設工事成績評定要領対象工事のみ。竣工時に評価する。）

- (1) 週休2日（通期の週休2日以上）の現場閉所が達成された場合には、別に定める「週休2日工事における工事成績評定の運用」の最新版により、評価を行う。
- (2) 週休2日に取り組んだ結果、受注者の責において週休2日（通期の週休2日以上）が実施できなかった場合であっても、減点評価は行わない。

11. 週休2日工事拡大に向けた措置

- (1) 受注者は、実施工程表等により、実施状況を取りまとめ、工事完成通知時に監督職員へ報告するものとする。
- (2) 受注者の責において通期の週休2日以上が実施できなかった場合であっても、当面は減点評価を行わない。
- (3) 各経費の補正は対象期間全体に対する週休2日の達成状況により決定するものとするが、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は週単位の週休2日が達成できるよう努めるものとする。

12. 工事の発注時の対応

(1) 週休2日工事であることを設計図書（特記仕様書 第●章 施工条件明示 第3条 1. 工程関係）に明示する。

【受注者希望型】

第●章 施工条件明示

1. 工程関係

・週休2日工事における現場閉所の実施

本工事は、週休2日工事（受注者希望型）であり、月単位の週休2日以上となる現場閉所を行うための費用を計上している。受注者は週休2日を実施するか選択できるものとし、実施の有無と実施する場合の週休2日のパターン（週単位の週休2日、月単位の週休2日、通期の週休2日）について施工計画書の提出前までに監督職員と工事打合せ簿により協議を行うものとする。なお、実施する場合は、予定工程において設定された休日及び現場閉所を行うほか以下の1）から7）によるものとする。

また、この場合においては、完成通知時において実施工程表等により実施状況を取りまとめ監督職員へ報告するものとするが、通期の週休2日以上が未達成の場合においても当面は減点評価を行わない。

工事契約後、週休2日の対象期間内において、受注者の責によらず現場閉所の実施が不可能となる期間が生じる場合は、受発注者間で協議の上、現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を別途定めるものとする。

1) 週休2日は工事着手日から工事完成日までの期間において、週単位の週休2日又は月単位の週休2日（現場閉所率28.5%）以上となる休日を確認することとする。

月単位の週休2日を実施する場合において、暦上の土日の閉所では現場閉所率が28.5%に満たない月は、その月の土日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、月単位の週休2日を達成しているものとみなす。

また、対象期間が1月に満たない工事については、対象期間内における土日の合計日数以上に現場閉所を行っている場合に、月単位の週休2日を達成しているものとみなす。

2) 現場閉所による週休2日の対象外とする作業・期間は下記のとおりとする。

週休2日対象外作業	〇〇
週休2日対象外期間	令和〇年〇月〇〇日～ 令和〇年〇月〇〇日

3) 予定工程において設定された休日は、工事現場内の巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、監督職員への報告なしに現場事務所を営業することや、工事及び測量等の現場作業のみならず書類整理等の事務作業も実施することが出来ない。やむを得ず休日に作業（災害対応や緊急工事等）を実施する場合には、事前に監督職員へ報告すること。

4) 元請技術者（現場代理人、主任技術者、監理技術者）は現場閉所にあわせて、必ず休日とすること。

5) 受注者は、当初設定された工期が週休2日を実施するにあたって適当ではないと判断した場合は、「必要工期」を算出し施工計画書の提出前までに発注者と協議を行うこと。発注者が妥当と判断した場合は変更の対象とする。

6) 週単位の週休2日を選択し現場閉所が達成された場合は、週単位の週休2日の補正係数により、変更契約を行うものとする。また、月単位の週休2日以上となる現場閉所が達成されなかった場合、並びに週休2日を選択しなかった場合は、補正を減じた変更契約を行うものとする。週休2日とは、現場閉所率28.5%（8日／28日）以上の場合とする。

各週休パターンにおける補正係数については、下記のとおりとする。

【週単位の週休2日：補正係数】

- ・労務費：1.02
- ・共通仮設費：1.05
- ・現場管理費：1.06

【月単位の週休2日：補正係数】

- ・労務費：1.02
- ・共通仮設費：1.04
- ・現場管理費：1.05

※ 県土木部制定の積算基準（土木工事標準積算基準・電気通信設備積算基準・機械設備積算基準・港湾・漁港請負工事積算基準）による積算の場合は、県土木部の「週休2日モデル工事（受注者希望型）の試行要領」に準じる。

7) 対象期間中、工事現場に週休2日工事であることを現場に看板等により掲示すること。

※詳しくは、長崎県 農業農村整備事業 週休2日工事 試行要領（長崎県ホームページ）をご確認ください。

https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/kokyo-jigyo/kouji/nagasakienn_nourinbu_syukyu2nitikouji_sikouyouryou/